

(新)

別表1 (第2条、第3条関係)

産休等代替職員雇用事業費補助金交付基準表

	産 休	病 休
基 準 額	次の補助対象期間の範囲内における雇用日数に、基準単価を乗じて得た額	
	補助対象期間 出産予定日の6週間（設置者の規則等でこれより長い産前の休業期間を定めているときは8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）の範囲内でその期間とする。）前の日から出産後6週間（設置者の規則等でこれより長い産後の休業期間を定めているときは8週間を上限として当該期間とする。）を経過する日までの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。	補助対象期間 病休開始後30日を経過した日（31日目）から、60日又はその範囲内で勤務が可能となるまでの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。
	基準単価 1人1日当たり <u>8,820</u> 円	
対 象 経 費	産休代替職員雇用費	病休代替職員雇用費
	雇用日数 × 1日当たりの賃金単価	
補 助 率	$\frac{3}{4}$ 以内	

(旧)

別表1 (第3条関係)

産休等代替職員雇用事業費補助金交付基準表

	産 休	病 休
基 準 額	次の補助対象期間の範囲内における雇用日数に、基準単価を乗じて得た額	
	補助対象期間 出産予定日の6週間（設置者の規則等でこれより長い産前の休業期間を定めているときは8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）の範囲内でその期間とする。）前の日から出産後6週間（設置者の規則等でこれより長い産後の休業期間を定めているときは8週間を上限として当該期間とする。）を経過する日までの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。	補助対象期間 病休開始後30日を経過した日（31日目）から、60日又はその範囲内で勤務が可能となるまでの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。
	基準単価 1人1日当たり <u>8,290</u> 円	
対 象 経 費	産休代替職員雇用費	病休代替職員雇用費
	雇用日数 × 1日当たりの賃金単価	
補 助 率	$\frac{3}{4}$ 以内	